

記載例

(様式第1号)

高槻市「将棋のまち推進」新商品・販路開拓等補助金

事業計画書

※記入必須 (●がある項目は法人のみ記入) 提出日

令和7年4月11日

企業名 (個人事業主は屋号)	(フリガナ) カブシキガイシャ タカツキホンポ 株式会社 高槻本舗		
本店所在地	〒 569-0067 高槻市桃園町2番1号		
代表者	役職	代表取締役社長	
	フリガナ	タカツキ ハナコ	
	氏名	高槻 花子	
	生年月日: 大正 (昭和) 平成 57年10月20日 (42歳)		
主たる業種	④		・以下から1つ選択し、番号を記載してください ・⑩その他の場合は具体的に記載してください
	①建設業 ②製造業 ③卸売業 ④小売業 (製造小売業含む) ⑤学術研究・専門技術業 ⑥宿泊業 ⑦飲食業 ⑧娯楽業 ⑨教育・学習支援業 ⑩その他 ()		
フリガナ	タカツキ タロウ	電話	(072)674-●●●●
担当者名	高槻 太郎	FAX	(072)675-●●●●
E-mail	●●●●@city.takatsuki.osaka.jp		
●資本金又は出資金	1,000万円	●従業員数	15人
●主な業務内容	和菓子の製造・販売、喫茶店経営		
●高槻市内の事業所所在地	(複数ある場合は主なもの一つ) 本店と同居所		

事業計画名

「王将まんじゅう」及び「駒せんべい」	の	<input checked="" type="checkbox"/> 企画・試作 <input checked="" type="checkbox"/> 販路開拓	計画
--------------------	---	---	----

新商品の名前を記載してください。複数の新商品を作る場合は全て記載してください

「企画・試作」と「販路開拓」を行う場合は両方をチェックしてください

1. 新商品について

1. 及び2. は新商品ごとに分けて作成しても結構です

(1) 新商品の名称

- ① 王将まんじゅう
- ② 駒せんべい

この例では二つの新商品をまとめて記載しています

(2) 新商品の品目

- ① 和菓子(饅頭)
- ② 和菓子(煎餅)

和洋菓子、衣類、雑貨など分かりやすい品目を記載してください。
飲食店で提供するメニューの場合は、飲食物の名前を記載してください。

(3) 概要説明

- ① 富田の地酒を使用した「酒まんじゅう」に、「王将」や「飛車」など将棋の駒を焼き印にして刻印します。
一口サイズで、数個入りの箱売りを想定しています。アルコールは含まれないのでお子様でも安心して食べていただけます。

- ② 煎餅を将棋の駒の形(五角形)に切り、焼き印をしてから焼くことで将棋駒のような煎餅を作ります。

駒の種類(王将、飛車など)はランダムに入るので、何が入っているかを楽しむ食べ方も～～～～～～～～

いずれの包装も「将棋のまち」をイメージしやすくするためデザイナーの●●氏にデザインを依頼し、ご家庭用にもお土産用にも使える仕上がりを目指します。

商品の特徴など、概要を簡潔に記載してください。

(4) イメージ図(写真でも可)

①

試作品の写真、イラスト、CG など

②

試作品の写真、イラスト、CG など

(5) 販売開始日 (予定)

令和7年11月12日

交付決定から1年以内に販売を開始していただく必要があります

(6) 体制

企画	当社
製造	新商品本体は自社で製造し、パッケージについては●●社に外注予定
販売	<p>【市内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高槻市桃園町2番1号 和菓子処 高槻本舗 ・高槻市芥川町●●● <p>【市外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ECサイトでの販売 ・実店舗は未定

市内の販売は必須要件になります

(7) 販売価格 (予定)

- ①1,100 円(8 個入り)
- ②1,400 円(14 枚入り)

新商品のセールスポイント(特徴)や、新商品に込めた思い等をできるだけ詳しく記載してください。

(8) 新商品のセールスポイント・オリジナリティ

高槻市は「将棋のまち」として様々な取組やイベントなどを実施されていますが、「将棋のまち」を実感できるアイテムはまだ少ないと感じています。

そこで弊社は「王将まんじゅう」と「駒せんべい」という新商品を企画・製造・販売します。

「王将まんじゅう」は、原材料に高槻産の○○を使い、~~~~~作ります。

「駒せんべい」は~~~~~
~~~~~という、他にはない特徴になると考えています。

(9) 新商品を通じた「将棋のまち」を盛り上げる方策、地域経済波及効果

「王将まんじゅう」や「駒せんべい」が日常的に近所にお住まいの方や市外から来られた方々が目にしやすいよう、JR 高槻駅からほど近い場所にある店舗にて販売するとともに、事業が軌道に乗れば近隣の商店等にも卸していく計画です。

実際に、●●カフェや●●商店とは商品化後の話を進めており、~~~~~  
~~~~~各店舗において取り扱っていただける予定です。

また、お土産としても買っていただきやすい商品にすることで、~~~~~
~~~~~といった効果も期待できると考えています。

さらに弊社は●●町に喫茶店も運営しており、この場所は新・関西将棋会館からも徒歩圏内であることから~~~~~

~~~~~といった効果や話題づくりも見込んでいます。

市内で開催される〇〇イベントにも参加し、~~~~~のPRにつなげたいと考えています。

原材料の〇〇は株式会社●●から、〇〇は契約農家からそれぞれ仕入れます。また、デザインとPRは〇〇株式会社にお問い合わせの予定です。

いずれも高槻市内の企業・農家であり、地域の経済波及効果が期待できます。

- ・新商品を通じて、どのように街を盛り上げるか
- ・BtoC(企業と消費者)や BtoB(企業同士)の取引による経済効果、また話題性・集客性などで地域に経済波及効果をもたらす内容を記載してください。

2. - ①事業計画（企画・試作）

外部委託する場合はその旨を記載してください

（1）実施場所

- ①王将まんじゅう②駒せんべい：高槻市桃園町2番1号（自社本店）
 ②駒せんべい（パッケージ）：●●●社

（2）試作量・商品化後の製造量

- ①王将まんじゅう
 【将棋の駒形焼き印5種制作・購入】
 焼き印の位置確認を行うため、数十個程度を試作予定
 商品化後：●●個／日 ●●●個／月

すでに新商品が完成しており、企画・試作をしない（販路開拓のみで補助金申請する）場合は、記載不要です。

- ②駒せんべい
 駒形に切る行程と、①で制作した焼き印で、焼き印とのサイズ調整を行うため、数十個程度を試作予定
 商品化後：●●枚／日 ●●●枚／月

- ②駒せんべい（パッケージ）
 【試作用パッケージデザイン・印刷製本】
 将棋の駒形（五角形）に合うパッケージのデザイン案3種程度を試作予定

（3）年間計画販売数量・販売高

①王将まんじゅう

| a. 一日の販売数量
（平均） | b. 単価 | c. 営業日数 | 年間販売高
（a. × b. × c.） |
|--------------------|---------|---------|-------------------------|
| ●●箱 | 1,100 円 | 300 日 | ●●円 |

②駒せんべい

| a. 一日の販売数量
（平均） | b. 単価 | c. 営業日数 | 年間販売高
（a. × b. × c.） |
|--------------------|---------|---------|-------------------------|
| ●●箱 | 1,400 円 | 300 日 | ●●円 |

（4）新商品企画～試作販売までのスケジュール

- 令和6年●月～●月 試作、デザイン、微調整
 ●月 商品完成
 ●月 販売開始

2. ②事業計画（販路開拓）

（1）販路開拓のための取組

（作成するツール等の数量・使用方法、広告媒体・期間、店舗改装の考え方 等）

【作成するツール等】

・のぼり旗(4枚×2種)

店頭に「王将まんじゅう」と「駒せんべい」ののぼり旗を掲出するため作成します。

・新商品紹介リーフレット(1,000部)

「将棋のまち高槻」の説明と商品のPRを兼ねた小型リーフレットを作成し、他の商品を購入していただいた方にも配布します。

・専用ホームページ作成

「将棋のまち」のテーマで統一感のある商品を紹介するため、本事業の実施に伴い専用HPを作成する。今後さらに開発していく新商品についても都度掲載していく予定です。

【広告媒体】

・地域フリーペーパー●●に広告掲出(1回)

・駅前デジタルサイネージに広告掲出(1か月間)

【店舗改装】

・新たな売場(2㎡)

「和菓子処 高槻本舗」の店舗内に新商品専用のコーナーを新設します。将棋の趣を感じられる設えにし、今後さらに開発していく新商品についても同コーナーに陳列していく予定です。

（2）販路開拓の取組による効果

のぼり旗を店頭に掲出すること、店内に新たな売場を設けることで新商品の販売開始をPRできるとともに、「将棋のまち」であることの演出にもつながると考えます。

リーフレットには新商品に込めた思いを記載することでストーリー性を持たせ、~~~~~の効果を見込んでいます。

広告としては~~~~~の効果を見込んでいます。

3. 収支予算表

| | | 項目 | | 予算額(円) | |
|------|-----------------------|------------------|-----------|--------------------|-----------------|
| | | 項目 | | 予算額(円) | |
| 収入の部 | ① 自己資金【④-③-②】 | | 850,200 | | |
| | ② 借入金 | | 500,000 | | |
| | ③ 市補助金【=⑩】 | | 500,000 | | |
| | ④ 合計【=⑤】 | | 1,850,200 | | |
| 支出の部 | 区分 | 項目
※見積書の内容を記載 | | 補助事業に要する
経費(税抜) | 左記のうち
補助対象経費 |
| | | | | | |
| | 企画
試
作
費 | a | 機械設備費 | 500,000 | 500,000 |
| | | b | デザイン費 | | 80,000 |
| | | c | 委託・請負費 | | 0,000 |
| | | d | | | |
| | 販
路
開
拓
費 | イ | 印刷製本費 | | 0,000 |
| | | ロ | ホームページ作成費 | 12,000 | 5,000 |
| | | ハ | イベント費 | 240,000 | 240,000 |
| | | ニ | 広告費 | 200,000 | 200,000 |
| | 消費税 | | | 168,200 | |
| | 合計 | | ⑤ | 1,850,200 | ⑤ 1,795,000 |

・補助対象予定経費は全て記載してください
(採択後に項目を追加することはできません)

・各原材料やサービスに関するウェブサイトなどで経費の概算額を調べて記載してください

※⑤≥⑥となること

| | | 項目 | 予算額(円) |
|-------------------|--|----|-----------|
| 算定
補助金交付申請予定額の | ⑦ 補助対象経費【=⑥】 | | 1,795,000 |
| | ⑧ 補助率に相当する額【⑦×1/2】 | | 897,500 |
| | ⑨ 補助額上限 | | 500,000 |
| | ⑩ 交付申請予定額【⑧⑨のうち低額の方】
※千円未満は切り捨て(下限額10,000円) | | 500,000 |

様式 1 付

高槻市「将棋のまち推進」新商品・販路開拓等補助金 事業計画書提出チェックリスト

| 番号 | 項 目 | チェック | | | | |
|----|--|--|------|----|------|---|
| 1 | <p>本補助金に係る過去の採択実績について申告します。</p> <p>【採択実績がある場合に記載】</p> <table border="1" data-bbox="333 512 1262 613"> <tr> <td data-bbox="333 512 517 562">年度</td> <td data-bbox="517 512 1262 562">商品名：</td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 562 517 613">年度</td> <td data-bbox="517 562 1262 613">商品名：</td> </tr> </table> | 年度 | 商品名： | 年度 | 商品名： | <p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 有り
(左表に採択年度と商品名を記載)</p> |
| 年度 | 商品名： | | | | | |
| 年度 | 商品名： | | | | | |
| 2 | <p>本制度における中小企業者（資本金5,000万円以下かつ従業員50名以下）で、いわゆる「みなし大企業」に該当しません。</p> <p>※みなし大企業…資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている法人</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/></p> | | | | |
| 3 | <p>新商品は、商標権等に抵触しておらず、商品化に必要なライセンス等を取得するについて、確認しました。</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/></p> | | | | |
| 4 | <p>選定の結果によっては、補助金交付限度額が希望額に満たない場合があることを了承します。</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/></p> | | | | |
| 5 | <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する事業に該当しません。</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/></p> | | | | |
| 6 | <p>高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条に規定する暴力団員等に該当しません。</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/></p> | | | | |